

2020年  
5月27日号

## 「知的財産に関する新型コロナウイルス感染症対策支援宣言」について

執筆者: 菅 尋史、紋谷 崇俊

※ 本ニューズレターは、2020年5月25日までに入手した情報に基づいて執筆しております。

### 1 はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大は世界中の経済・社会に多大な悪影響を及ぼしており、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の早期終息に向けた各種対応が急務となっているところ、その鍵を握る重要な動きが、知財分野においても見受けられる。

新型コロナウイルスの感染、発症、重症化等を防ぐためには、診断、予防、封じ込め及び治療に必要な治療薬、ワクチン、医療機器、感染防止製品等の開発、製造、提供が不可欠となる。もっとも、知的財産制度の下では、医薬や医療機器などの技術は、特許発明をはじめとして知的財産権の対象となっており、原則として、知的財産権者の許諾がなければ利用できない。

無論、知的財産制度は、当該技術等を創作した者等に、特許権その他の排他的独占権を与え、発明等を奨励する重要な制度であるが、新型コロナウイルス感染症がまん延する現状においても、個々の知的財産権の行使を放置すれば、その防止のための技術の活用を阻害することにもなりかねない。

そこで、特許権をはじめ知的財産権を有する者が、従来の固定観念にとらわれずに協力することが必要となり、近時、我が国で発表された対応策が「知的財産に関する新型コロナウイルス感染症対策支援宣言書」(以下「COVID 対策支援宣言書」)である<sup>1</sup>。同様の動きは、米国の「Open COVID Pledge」<sup>2</sup>など海外でも見られる。

### 2 概要

知的財産に係る上記「COVID 対策支援宣言書」は、約 20 社の知財担当者等が発起人となって発表された。これは、賛同する国内外の企業や個人が、新型コロナウイルス感染症のまん延終結を目的とした開発、製造、販売等の行為に対し、国内外で保有する知的財産権を行使しない旨の宣言(OPEN COVID-19 DECLARATION)する取り組みであり、新型コロナウイルス感染症の早期

<sup>1</sup> <https://www.gckyoto.com/covid19>

<sup>2</sup> <https://opencovidpledge.org/>

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: [newsletter@jurists.co.jp](mailto:newsletter@jurists.co.jp))

終結に貢献することを目指して、国内外の企業や研究機関などに広く参画を募っている。

「COVID 対策支援宣言書」において、賛同する知的財産権の保有者は、新型コロナウイルス感染症のまん延終結を目的とした行為に対し、原則として世界保健機関(WHO)が新型コロナウイルス感染症まん延の終結宣言を行う日までの間、一切の対価や補償を求めなく、原則として国内外の全ての特許権、実用新案権、意匠権、著作権の権利行使をしないことを宣言する。これにより、宣言の対象となる知的財産権は、侵害有無の調査やライセンス許諾を求める交渉に時間や費用を費やすことなく、すみやかに利用することを可能とするのである。

なお、COVID 対策支援宣言は、知的財産を保有している者は、誰でも宣言可能であり、その手続は、HP上に記載されている。標準の COVID 対策支援宣言書に基づき、日本語と英語の両方の宣言書に必要事項を記入の上押印ないし署名した宣言書を提出すれば、提出された宣言書は、事務局にて内容を確認の上、宣言者として掲載される。なお、宣言者の事情により、COVID 対策支援宣言の主旨を尊重した範囲内で内容を変更できる。

上記宣言は経団連、新経済連盟、コンピュータソフトウェア協会、WIPO 日本事務所をはじめとする多数の団体からも支援されており、2020年5月25日現在HP上では、宣言者は57社、対象特許数は748,374と公表されている。

### 3 検討—リスクと考慮事項等について

最近、主要な企業が、上記「COVID 対策支援宣言書」に賛同したとの報道を見かける。知的財産を保有している者であれば、上記宣言に興味を有し、また賛同したいと考える方も多と思われる。もっとも、他方で、自らの知的財産について「COVID 対策支援宣言書」に基づいて宣言を行った場合に、リスクが生じないのかと疑問を持つこともあるかもしれない。そこで、以下では、上記宣言の法的な諸問題について検討を加える。

#### (1) 宣言の意義

本来、排他的独占権である知的財産権は、知的財産権者の許諾がなければ利用できないのが原則である。特許法上、医薬や公衆衛生など国民生活に実質的弊害が生じる場面において、公共の利益のために強制的な実施許諾をする制度(特許法 93 条)も存在するが、時間と手間がかかる事後的規制であるばかりか、我が国では、実際に発動された例はない。

これに対し、近時は、知的財産権の活用の際に、本来的には技術の秘匿や特許権などの独占権を実施するクローズドな知財戦略に加え、むしろ、他者に公開又はライセンスを行うオープンな知財戦略の重要性が指摘されている。特に著作権の分野においては、クリエイティブコモンズなど自由な著作物の利用に向けた動きが見受けられる<sup>3</sup>。また、標準技術については、標準必須特許の保有者が、パテントプールを形成し、標準化団体に対して FRAND 条件(公正、合理的かつ非差別的な条件/fair, reasonable and non-discriminatory terms and conditions)でライセンスを許諾する用意がある旨の宣言(FRAND 宣言)をして、特許権がライセンスされ、知的財産権の活用が図られている。

「COVID 対策支援宣言書」も、知的財産権者が、相互協力して、自ら保有する知的財産権を無償解放することで、新型コロナウイルス感染のまん延を終結して、人々の健康な日常生活を取り戻し、企業活動が再開できるという公共の利益を実現できると共に、企業のイメージ戦略としても、利用者から高い評価を受けつつ知的財産権の利用促進を図ることができ、かつ関連する周辺マーケットを刺激し拡大する可能性も生じ得るという有意義なスキームと位置づけることができる。

#### (2) 宣言の効果

「COVID 対策支援宣言書」においては、知的財産権について権利行使を行わない旨の宣言がされるが、この宣言に如何なる法的効果が生じるのかは必ずしも明確ではない。

なお、上述の米国における同様の動きである「Open COVID Pledge」においては、公に知的財産の利用を約束することであり、その実現のために、当該約束の趣旨に沿ったライセンス条項(Open COVID License)を公表し、そこでは、全ての個人及び団体に対し、無償かつ世界的な非独占ライセンスの許諾を約する等と記載されている。これに対し、「COVID 対策支援宣言書」では、同じく、全ての個人および団体に対してであるが、ライセンス許諾ではなく、知的財産権の権行使を行わないと宣言されている。

このような「宣言」の法的性質に関して想起されるのが、我が国のアップルサムスン事件<sup>5</sup>における FRAND 宣言に係る判示であ

<sup>3</sup> <https://creativecommons.jp/licenses/> なお、米国の「Open COVID Pledge」では、Creative Commons Licenses も、Open COVID Compatible Licenses として、同様の機能を期待されている。

<sup>4</sup> <https://law.stanford.edu/2020/04/01/stanfords-mark-lemley-on-call-to-make-ip-available-to-end-covid-19-pandemic/>

<sup>5</sup> アップル・サムスン事件(知財高判平成 26・5・16 及び知財高決 26・5・26 判時 2224 号 146 頁)参照。

ろう。同事件では、通信の標準技術に係る特許発明に関して、標準化団体に対して FRAND 条件でライセンスを許諾する用意がある旨の FRAND 宣言をした特許権の行使について、「本件 FRAND 宣言はライセンス契約の申込みとは認められないから、本件 FRAND 宣言によって本件特許権のライセンス契約が成立するものではない」と判示しつつも、一定の場合(例えばFRAND条件によるライセンスを受ける意思を有する者に対する差止め等)は、利用者の信頼を害すると共に技術の利用を躊躇わせる弊害に鑑み特許法の目的である「産業の発達」(同法1条)を阻害するおそれがあるとして、権利濫用法理を適用して、特許権行使を制限した。

「COVID 対策支援宣言書」においても、契約は特定当事者間の合意によって成立することに鑑みれば、不特定多数の第三者に対する宣言について、権利不行使に係る契約の成立を認めるのは難しいと思われる。もともと、宣言の対象となった特許権等を将来的に行使する場合は、上記事件同様に、利用者の信頼を害して技術の利用を躊躇わせる弊害に鑑み、権利濫用などの一般条項の適用により権利行使が制限される余地もあると考えられる。但し、典型的に「産業の発達」のために標準化団体への FRAND 宣言の下に有償利用が想定されている標準必須特許に係る上記事件と、任意で第三者に無償で特許等を開放する本件とは必ずしも事実は同じではなく、最終的には、個別具体的な事情を勘案して判断がなされるべきと解される。

### (3) 宣言の条件等

上述のように、「COVID 対策支援宣言書」の宣言者には、宣言に伴い、将来の権利行使が制限される可能性も理論的には考えられるが、実際には、目的、権利範囲、期間等が限定されており、宣言の結果として不都合が生じにくいようになっているように見受けられる。また宣言の際には、必要に応じて、付加的な条件を課することが可能であるとされており、実際に対象権利や期間等について条件を付している例も見られた<sup>6</sup>。以下、「COVID 対策支援宣言書」の範囲、条件等について簡単に触れておく。

第 1 に、知的財産権の利用の目的については、「新型コロナウイルス感染症のまん延終結を唯一の目的」とする場合に限定されており、第三者による目的外の不当な知的財産権の活用は理論上除外されている。このように、「COVID 対策支援宣言書」では、かかる「唯一の目的」に限定されているが、これは、知的財産権の権利行使がスムーズに行かないこと等を考慮し、もし不当な利用者が出現した場合において権利行使をしやすいように配慮しているのではないと思われる。例えば、「よくある質問」<sup>7</sup>においては、マスクや消毒液をネット販売する際のネットコマースに関するセキュリティ等他の目的にも利用され得る知財についても宣言の対象にできる旨の回答が記載されている。したがって、「新型コロナウイルス感染症のまん延終結を唯一の目的」としていない知財も宣言の対象に含め得るところ、それを不当に利用した者に対しては、目的外利用として権利行使がなされることとが想定される。なお、企業によっては、念のため営利行為を利活用の対象から除外する例なども見られた。

第 2 に、宣言を行う主体としては、外国企業や多国籍企業も可能である。この点、子会社その他関連会社の知的財産権は原則として含まれないが、他方で、これを対象とすることも可能であり、子会社の知的財産権も含めている例も見受けられた。

第 3 に、対象となる権利は、原則として「特許権、実用新案権、意匠権、著作権」である。したがって、商標権および営業秘密は含まれておらず、企業によっては、更に、著作権を除外する例や、特許の分野を限定し又は列記する例等が見られた。また、第三者との契約上の制限があるもの、並びに第三者に対価を支払う事が必要なものは除かれ、宣言者との間に既に取り決めが存在する場合には、かかる取り決めが優先して適用される。なお、企業によっては、宣言時の日本国における単独権利者の知的財産権等に限定することを明言する例も見られた。

第 4 に、宣言の有効期間は、宣言日から世界保健機関(WHO)が新型コロナウイルス感染症まん延の終結宣言を行う日までの期間に限定される。但し、新型コロナウイルス感染症まん延の終結の時期や WHO による終結宣言日が予測不確実であることから、COVID 対策支援宣言の日から 1 年などの制限を課す例も見受けられた。

第 5 に、別途手続を設けることも可能であり、例えば第三者が知的財産権の実施をする際の条件として、宣言者に事前に通知や協議を求める例もあった。

このように、企業の実情に応じて柔軟に条件を宣言に付することも可能となっており、「COVID 対策支援宣言書」制度を通じた知的財産権の利活用を通じて、新型コロナウイルス感染症のまん延の早期終結に自らも何らかの形で貢献したい企業にとっては選択肢として十分検討してもよいと思われる。

以 上

<sup>6</sup> 2020年5月25日現在HP上で宣言を行っている57社のうち19社は付加的な制限を付している。

<sup>7</sup> <https://www.gckyoto.com/faq>



すが ひろし  
菅 尋史

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

[h\\_suga@jurists.co.jp](mailto:h_suga@jurists.co.jp)

1991年東京大学法学部卒業、1993年弁護士登録、1998年シカゴ大学ロースクール修了(LL.M.)。知的財産権(IP)関連案件、独占禁止法案件、M&A・コーポレート案件、会社紛争、各種メーカーやIT企業の法律問題を取り扱っている。IP分野では、「一太郎」知財高裁大合議事件等の訴訟や国内外の紛争を手掛けてきた他、IPライセンス、企業グループ内の知財管理や情報管理体制の構築等も扱っている。



もんや たかし  
紋谷 崇俊

西村あさひ法律事務所 弁護士

[t\\_monya@jurists.co.jp](mailto:t_monya@jurists.co.jp)

1995年東京大学法学部卒業、2004年スタンフォード大学ロースクール修了(LL.M. in Law Science and Technology)、2006年ニューヨーク州弁護士登録、2012年日本弁理士会登録。主に知的財産権法関係の案件等を専門的に担当。金沢工業大学虎ノ門大学院ほか客員教授。執筆として、上記アップル・サムスン事件の判例評釈の他、「近時の特許権行使を巡る問題についての比較法的考察」(飯村敏明先生退官記念論文集)、「知的財産権法概論」、「特許判例百選 26 事件」等多数。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: [info@jurists.co.jp](mailto:info@jurists.co.jp) URL: <https://www.jurists.co.jp>

© Nishimura & Asahi 2020